

第70回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第70期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

株式会社 ライフコーポレーション

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項)

当社は、グループの業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めて体制を整備しておりますが、その内容及び運用状況の概要は次のとおりです。

なお、当社は2024年5月23日開催の第69回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しており、同日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しております。

1. 当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は最低月1回の取締役会を開催し、取締役会において経営上の重要な意思決定を行うほか、取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行うものとする。

【運用状況】

当連結会計年度は16回の取締役会を開催しています。取締役会においては実効性のある運営が行われ、取締役及び執行役員の業務執行状況の監督も適切に行われていると認識しています。

- (2) 当社及びグループ会社の法令等遵守体制については、当社グループの経営理念に基づいて策定した企業行動規範である「ライフ行動基準」に従い、法令、ルールの遵守に係る推進部署であるコンプライアンス部が当社グループの遵守状況をフォローアップするとともに、その取りまとめ結果を取締役に報告するものとする。加えて、内部通報に関する規程に基づき、法令違反行為に係る当社グループの相談窓口として「ライフホットライン（社内窓口）」及び「人事部ハラスメント相談窓口」を設置し、コンプライアンス並びに人事担当の取締役又は執行役員及び役職者が対応するものとする。また、社外相談窓口として社外弁護士事務所を受付窓口とする「ライフホットライン（社外窓口）」を設置するものとする。

【運用状況】

「ライフ行動基準」は常にグループ社内で見ることができる状態にあり、「ライフホットライン」は、社内相談窓口に加えて社外弁護士事務所を受付窓口とする社外相談窓口も設置し、「人事部ハラスメント相談窓口」と合わせて3つの内部通報窓口で対応しています。これらはグループ社内でも周知され、その運営についても適切と認識しています。

また、総合リスク管理委員会を定期開催し、遵守状況のフォローアップを行っています。

- (3) 「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たないものと定め、不当な要求などに対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、当社グループ会社及び関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとする。

【運用状況】

「ライフ行動基準」の役員及び従業員への周知などを通じて、上記対応方針を徹底しています。

- (4) 代表取締役社長執行役員の直轄組織としての内部監査室は、社内規程及びグループ会社との契約又は委託などに基づき各店舗、センター、本社各部室、グループ会社を定期的に監査し、監査結果を取締役、執行役員、関係役職者及び監査等委員会に報告するほか、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告するものとする。内部監査の人員体制については、その充実強化に努めるものとする。

【運用状況】

内部監査室は内部監査計画に基づいて監査態勢の整備及び監査を実施し、監査結果を取締役、執行役員、関係役職者及び監査等委員会に報告するほか、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告しています。また、内部監査の人員体制については、その充実強化に努めています。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 会社の重要な意思決定については規程により文書化と保存を義務付け、法令などの定め又は重要度に基づき保存期間を定めるものとする。

【運用状況】

取締役会議事録、経営戦略会議議事録などの重要な書類は規程に定められた方法に従って、定め

られた期間適切に保存しています。

- (2) 保存文書の保存部署においては、取締役及び執行役員が常時閲覧できる体制を整備するものとする。

【運用状況】

取締役及び執行役員が、重要な書類を含めて、必要な資料の閲覧を求めた場合には、担当部署は遅滞なくこれに応じています。

3. グループ会社の取締役などの職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて、当該グループ会社を担当する部署がグループ会社から事前協議又は報告を受けるものとする。
- (2) グループ会社を管理する部署を担当する取締役又は執行役員は、取締役会においてグループ会社の状況を定期的に報告するとともに、期末決算を報告するものとする。

【運用状況】

グループ会社の重要事項については、グループ会社との事前協議又は事前報告を通じて意思疎通を図るとともに、担当役員が当該会社の状況を取締役会に報告しています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社の事業に絡むリスクを総合的に分析し、管理する「総合リスク管理委員会」を設置し、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクを特定しリスク内容を分析するとともに当該リスクの管理方針を策定すること、並びにリスク管理状況のモニタリングと監督を行い、リスクに対する適切な対応体制を構築・維持する。併せて環境変化に則したリスク対応方針の見直し、対応事項の計画等に関する提言、計画の進捗状況やリスク管理状況等についての報告を取締役会にするものとする。

【運用状況】

総合リスク管理委員会の実効性を高めるために、①委員会メンバーを従来のコーポレート部門中心から、各統括役員を含む体制に変更、②部会については、コンプライアンス部会とセーフティアクション部会を廃止、継続するコンピューターセキュリティチーム（LIFE-CSIRT）以外はプロジェクトごとに全社横断的に活動する分科会とする体制に移行、③同委員会の開催頻度を従来の半年に一度から四半期に一度に変更し、これら3点を反映して2024年11月22日付で総合リスク管理委員会規程を改定しました。

事業計画策定時の環境認識、内部監査・社内点検制度による発見、事件事故の発生などを通じて認識したリスクについて、その程度に応じて取締役会や総合リスク管理委員会を始めとした社内会議などの場で対策を協議して必要な措置を講じています。

- (2) グループ会社における重要な資産の取得・処分、債務の負担などにかかる契約など損失のおそれのある事項については事前に当社と協議するものとする。

【運用状況】

当社との事前協議の対象としているグループ会社の重要事項について、当社におけるその内容の是非の判断は、当社自身の重要事項と同様の意思決定手続きを経て判断しています。

5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長執行役員は、前年度末に翌年の経営目標を設定し、目標達成に向けた経営計画を策定のうえ取締役会に付議、承認を得るものとし、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。また、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施するものとする。

【運用状況】

毎年度末に当該年度の実績を評価の上、翌年度の経営目標・経営計画を取締役会で定めています。

また、経営計画の進捗状況は取締役会で確認しています。

- (2) 取締役に重要事項の決定権限を一部委任するとともに、職務分掌規程、決裁権限規程を定め、各

組織の分掌、取締役他の決裁権限を明確化し、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を行うものとする。

【運用状況】

監査等委員会設置会社への移行と同時に「取締役会規程」及び「経営戦略会議規程」を改定し、取締役会付議基準の引上げと経営戦略会議への委任内容の決定、経営戦略会議付議基準の引上げを行っています。また、経営戦略会議以下の執行レベルまで含めた意思決定迅速化に繋げるために、会社全体の決裁権限基準の見直しを行い、決裁権限の委譲を実施しています。

当連結会計年度は11回の経営戦略会議を開催しています。経営戦略会議においては、取締役会から委任を受けた事項の協議・決定のほか、取締役会に付議する事項の一部についても当該議案への取締役の理解・認識を深めるための協議を実施しています。

- (3) 取締役、執行役員及び各役職者の業務を適正かつ効率的に執行せしめるため、「内部統制システム統括委員会」を設置し、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直しなど、業務遂行システムの点検を行い、その結果を取締役に付議・報告するものとする。

【運用状況】

内部統制システム統括委員会の実効性を高めるために、委員会メンバーを各統括役員を含む体制に変更し、2024年12月13日付で内部統制システム統括委員会規程を改定しました。

法令などの改正や社会情勢・リスク認識の変化などを踏まえ、当社の規程、組織、職務、権限などがこれらの改正・変化に対応しているかどうかを検証し、必要に応じて見直しを実施しています。

6. グループ会社の取締役などの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ会社の事業計画は、当社との協議を経てグループ会社において決定するものとする。

【運用状況】

グループ会社の事業計画については、策定段階から意思疎通を図ることで、効率的な協議が実施できるようにしています。

- (2) グループ会社にとって重要な組織及び規程の制定・変更は当社と事前に協議するものとする。その上で、個別事項にかかるグループ会社の取締役の業務執行は、案件の重要度に応じた当社との事前協議・報告を前提に、グループ会社の規程に沿って効率的に意思決定がなされるものとする。

【運用状況】

グループ会社との事前協議事項については、その重要度に応じて協議の内容にメリハリをつけるとともに、事前協議の範囲内での個別の業務執行については、グループ会社自身で意思決定を行っています。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助する従業員を置くことを取締役会又は取締役に求めた場合は、代表取締役社長執行役員及び人事担当取締役又は執行役員は監査等委員会と協議し監査等委員会室に配置する。

【運用状況】

監査等委員会の職務を補助する従業員を監査等委員会室に配置しています。

8. 前項の取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する従業員の異動は、監査等委員会の同意を得なければならないものとし、監査等委員会は補助従業員に対する指揮命令権を有する。
- (2) 監査等委員会はその職務を補助すべき従業員の懲戒などに関与できるほか、補助従業員が監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には就業規則に定める懲戒などの対象となる。

【運用状況】

上記(1)～(2)に共通の状況として、配置している補助従業員については本条項のとおり運用します。

9. 当社及びグループ会社の役員（当社の監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

【運用状況】

当社及びグループ会社の役員及び従業員は、監査等委員会監査に積極的に協力し、監査以外の局面でも監査等委員会が求める報告、書類・資料などは遅滞なく提出しております。

- (2) 当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合、当社の取締役、執行役員及び従業員は直接に、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は直接若しくはグループ会社を担当する取締役、執行役員又は従業員を経由して監査等委員会に対して遅滞無く報告を行う。

【運用状況】

当社においては本「内部統制システム構築の基本方針」を当社の規程一覧に掲載し、グループ会社においても規程に同様の定めを設けて社内に周知することで、当該事象が生じた場合には適切な対応がとれるように徹底しています。

10. 監査等委員会への報告をした取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行ったことを理由として、報告を行った取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して不利な取扱いを行うことを、当社及びグループ会社において禁止する。

【運用状況】

当社においては本「内部統制システム構築の基本方針」を当社の規程一覧に掲載し、グループ会社においても規程に同様の定めを設けて社内に周知することで徹底しています。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行に対して費用の前払いや債務の処理などの請求を行った場合や弁護士・会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合には、監査等委員会の職務の執行の範囲内で当該費用を負担する。

【運用状況】

監査等委員の職務遂行に必要な経費などについては、監査等委員の請求に基づいて支払っています。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の選定する監査等委員は、重要な会議に出席し、各担当取締役又は執行役員の業務執行報告を受けるほか、全稟議書・申請書の回覧報告を受ける。

【運用状況】

監査等委員会が重要と考える会議には、選定監査等委員が出席し、会議の内容を速やかに委員会に報告し、委員会においてはかかる報告を受けて、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握して、当該会議が内部統制システムに従って適切な運営が行われたか否かについて監査等を実施しています。

- (2) 法務・税務・会計に係る最新法規法令に適正に対応するため、監査等委員である社外取締役に専門家の起用を図るよう努める。

【運用状況】

監査等委員である社外取締役として、弁護士を1名選任しています。

- (3) 内部監査室は、監査等委員会に対し内部監査に係る報告を定期的に行うほか、随時監査等委員会と会合を持ち、密接な連携を図る。また、監査等委員会は、その指示に基づき内部監査室に監査等を命じることができる。

【運用状況】

内部監査室は、監査等委員会への内部監査結果の報告、定期的な情報交換、監査等委員会の求め

に応じた情報提供などを実施しています。また、監査等委員会の指示に基づく内部監査は本条項のとおり運用します。

- (4) 監査の独立性を確保し、効果的かつ効率的な監査体制を維持するために、監査機能上の指揮において代表取締役社長執行役員の指示と監査等委員会の指示に齟齬がある場合は、後者を優先させる。

【運用状況】

監査機能上の指揮において代表取締役社長執行役員の指示と監査等委員会の指示に齟齬はありませんが、齟齬がある場合には本条項のとおり運用します。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、内部監査室が経営システム、業務プロセス、IT統制などが財務報告の適正性を確保する観点から適切に整備され、かつ、運用されているかどうかにつき検証、確認するものとする。

【運用状況】

内部監査室は、取締役会が定めた内部統制評価基本規程に基づいて財務報告の信頼性が確保されているかどうかを内部統制の観点から点検・検証し、現時点で開示すべき重要な不備が存在しないことを確認しています。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 連結子会社の数 | 1 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社ライフフィナンシャルサービス |

(2) 非連結子会社の名称等

- | | |
|----------------|---|
| ① 非連結子会社の名称 | ライフ興産株式会社
株式会社ライフストア |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

- | | |
|---------------|---|
| ① 非連結子会社の名称 | ライフ興産株式会社
株式会社ライフストア |
| ② 関連会社の名称 | 株式会社日本流通未来教育センター
株式会社ライフホームデリバリー |
| ③ 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 有価証券 | |
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 棚卸資産 | |
| イ. 商品及び製品 | 売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、生鮮食品、物流及び加工センター在庫商品は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ロ. 原材料及び貯蔵品 | 主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、車両運搬具は定率法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 3年～17年

器具及び備品 2年～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、その回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与したポイントの利用に備えるため、未利用のポイント残高に対して、過去の利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

なお、繰入額は販売促進費に含めております。

⑤ 役員株式給付引当金

取締役業績連動株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務の額を超えている場合には、連結貸借対照表の退職給付に係る資産に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであります。これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、消化仕入等の当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与しております。当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮したポイントの独立販売価格を算定して、取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 自社発行クーポン、他社ポイントに係る収益認識

当社では、顧客への販売における自社発行クーポン、他社ポイントについて、顧客から受け取る対価の総額から自社発行クーポン相当額、他社ポイント相当額を控除した純額で収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産 (うち、小売事業)	161,351 (161,254)
無形固定資産 (うち、小売事業)	5,851 (5,819)
減損損失 (うち、小売事業)	326 (326)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、資産のグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗、経営環境が著しく悪化している店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

(取締役向け株式報酬制度)

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役に対して、当社取締役会が定める取締役業績連動株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。取締役に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を連結貸借対照表に計上しております。

なお、当連結会計年度末に株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は前連結会計年度178百万円、当連結会計年度178百万円であり、株式数は前連結会計年度80,500株、当連結会計年度80,500株であります。

また当社は、2025年3月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株数を基準としております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	3,216百万円
	土地	5,966百万円
	差入保証金	442百万円
	計	9,625百万円
(2) 担保に係る債務	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	9,279百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 181,817百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財産評価基本通達により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日

2001年2月28日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額と

△2,125百万円

当該土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
店 舗 等	建物及び構築物・機械装置及び運搬具・器具及び備品等	大 阪 府 5 店	233
		東 京 都 3 店	92

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、資産のグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物	245百万円
機械装置及び運搬具	2百万円
器具及び備品	76百万円
その他（※）	1百万円
合計	326百万円

（※）その他はソフトウェアであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、重要性を勘案して、不動産鑑定評価額又は路線価等に基づき算定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には、回収可能価額を零として算定しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 連 結 会 計 年 度 期 首 株 式 数 （ 株 ）	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 （ 株 ）	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 （ 株 ）	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 （ 株 ）
発行済株式 普通株式（注）2	49,450,800	—	—	49,450,800
自己株式 普通株式 (注) 1、2	2,519,531	3,671,970	—	6,191,501

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式80,500株が含まれております。

2. 当社は、2025年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の公開買付けによる増加	3,671,776株
単元未満株式の買取り	194株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月23日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	2,350	50.00	2024年2月29日	2024年5月24日

(注) 2024年5月23日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年10月7日 取 締 役 会	普 通 株 式	2,350	50.00	2024年8月31日	2024年11月1日

(注) 2024年10月7日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,600	利益剰余金	60.00	2025年2月28日	2025年5月23日

(注) 1. 2025年5月22日開催予定の定時株主総会決議による配当金の総額には、「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 当社は、2025年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2025年2月28日を基準日とする配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については短期で安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入又はリース取引により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、回収までの期間は短期であります。差入保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金、未収入金、長期貸付金及び差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しており、時価を取締役に毎回報告しております。

買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に短期的な運転資金の調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち短期借入金、一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。なお、長期借入金は固定金利と変動金利を勘案し資金調達することにより、リスク軽減を図っております。

また、買掛金、借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告等に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、また、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	2,225	2,225	—
(2) 長期貸付金	6,589	6,216	△373
(3) 差入保証金	25,554	21,181	△4,373
資産計	34,370	29,623	△4,746
(1) 長期借入金	35,472	35,055	△417
(2) リース債務	3,089	3,024	△64
負債計	38,562	38,079	△482

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。また、「(1)長期借入金」には1年内返済予定の長期借入金、「(2)リース債務」には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	130

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,366	—	—	—
売掛金	18,577	—	—	—
未収入金	34,427	—	—	—
長期貸付金	676	2,421	2,137	1,354
差入保証金	175	9,741	5,771	9,865
合 計	62,223	12,163	7,909	11,219

3. 長期借入金、リース債務の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	9,647	25,802	22	—
リース債務	1,131	1,705	252	—
合 計	10,778	27,507	275	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,225	—	—	2,225
資産計	2,225	—	—	2,225

(2) 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	6,216	—	6,216
差入保証金	—	21,181	—	21,181
資産計	—	27,397	—	27,397
長期借入金	—	35,055	—	35,055
リース債務	—	3,024	—	3,024
負債計	—	38,079	—	38,079

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金、差入保証金

これらの時価は、信用リスクが僅少であるため、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回りなど適切な指標により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	小売事業	その他（注）2	合計
営業収益（注）1			
顧客との契約から生じる収益	844,718	1,310	846,028
その他の収益（注）3	4,467	—	4,467
外部顧客への営業収益	849,186	1,310	850,496

（注）1. 営業収益は売上高と営業収入の合計であります。

2. その他はクレジットカード事業であります。

3. その他の収益には「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）に基づく不動産賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	9,560	18,577
契約負債	1,579	2,228

契約負債は、当社が運営するポイント制度において、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったもの、並びに発行した商品券であります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,579百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため実務上の便法を使用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,600円06銭
- 1株当たり当期純利益 195円11銭

(注) 1. 当社は、2025年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は161千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は161千株であります。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2025年1月10日開催の取締役会の決議に基づき、2025年3月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年2月28日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,450,800株
今回の分割により増加する株式数	49,450,800株
株式分割後の発行済株式総数	98,901,600株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

③ 日程

基準日公告日	2025年2月13日（木曜日）
基準日	2025年2月28日（金曜日）
効力発生日	2025年3月1日（土曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は、「Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(3) 配当金

① 2025年2月期の期末配当金

今回の株式分割は、2025年3月1日を効力発生日としておりますので、2025年2月28日を基準日とする2025年2月期の期末配当については、株式分割前の株式が対象となります。

② 株式分割後の配当金

2026年2月期からの1株当たりの配当額は、2025年2月期と比較し2分の1相当額になりますが、所有株式数が2倍になりますので、お受け取りになられる配当金の総額は変わりません。

(4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年3月1日（土曜日）をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億2,000</u> <u>万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億4,000</u> <u>万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年1月10日（金曜日）
効力発生日	2025年3月1日（土曜日）

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|---------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) 棚卸資産

- | | |
|-------|---|
| ① 商品 | 売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、生鮮食品、物流及び加工センター在庫商品は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ② 貯蔵品 | 主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、車両運搬具は定率法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～43年
構築物	6年～60年
機械及び装置	4年～17年
器具及び備品	2年～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、その回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与したポイントの利用に備えるため、未利用のポイント残高に対して、過去の利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

なお、繰入額は販売促進費に含めております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員株式給付引当金

取締役業績連動株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであります。これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、消化仕入等の当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与しております。当該ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮したポイントの独立販売価格を算定して、取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(3) 自社発行クーポン、他社ポイントに係る収益認識

当社では、顧客への販売における自社発行クーポン、他社ポイントについて、顧客から受け取る対価の総額から自社発行クーポン相当額、他社ポイント相当額を控除した純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

(退職給付に係る会計処理)

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	161,254
無形固定資産	5,819
減損損失	326

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計上の見積りに関する注記」と同一の内容であるため、記載を省略しております。

7. 追加情報

(取締役向け株式報酬制度)

「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 追加情報」と同一の内容であるため、記載を省略しております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	3,216百万円
	土地	5,966百万円
	差入保証金	442百万円
	計	9,625百万円
(2) 担保に係る債務	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	9,279百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 181,746百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	17,033百万円
短期金銭債務	9,828百万円
長期金銭債務	0百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財産評価基本通達により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年2月28日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と
当該土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,125百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 関係会社との営業取引による取引高	
営業収入	19百万円
営業経費	1,415百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高	
営業外収入	11百万円
営業外経費	2百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
店 舗 等	建物・構築物・機械及び装置・器具及び備品等	大 阪 府 5 店	233
		東 京 都 3 店	92

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に店舗を基本単位とし、資産のグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は以下のとおりであります。

建物	242百万円
構築物	3百万円
機械及び装置	2百万円
器具及び備品	76百万円
ソフトウェア	1百万円
合計	326百万円

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、重要性を勘案して、不動産鑑定評価額又は路線価等に基づき算定しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.9%で割り引いて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には、回収可能価額を零として算定しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
自己株式 普通株式 (注) 1、2	2, 519, 531	3, 671, 970	—	6, 191, 501

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式80,500株が含まれております。

2. 当社は、2025年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の公開買付けによる増加	3, 671, 776株
単元未満株式の買取り	194株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税及び未払事業所税	658百万円
賞与引当金	946百万円
販売促進引当金	5百万円
契約負債	673百万円
減価償却資産償却超過額	2,027百万円
土地	259百万円
投資有価証券	143百万円
長期未払金	18百万円
退職給付引当金	869百万円
資産除去債務	1,883百万円
その他	1,501百万円
繰延税金資産小計	8,988百万円
評価性引当額	△524百万円
繰延税金資産合計	8,463百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	956百万円
その他有価証券評価差額金	320百万円
その他	676百万円
繰延税金負債合計	1,954百万円
繰延税金資産の純額	6,509百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度につきましては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	11,892百万円
1年超	131,391百万円
合計	143,284百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所 在 地	資本金又は 出 資 金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との 関 係	取 引 の 内 容		取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)ライフ フィナンシャル サービス	東京都 品川区	499	クレジット カード 事業、電 子マネー 事業	所有 直接 100.0	役員の 兼任 2名	クレジット カード業務 の委託	手数料の支 払い	742	未払金	56
							電子マネー 業務の委託	電子マネー 販売代金の 回収	133,762	売掛金	9,688
								電子マネー のチャージ 高	133,043	預り金	9,628
								手数料の支 払い	802	未払金	63
							資金の貸付	資金の貸付	100,360	短期 貸付金 (流動資産 その他)	7,250
								資金の回収	99,060		
								利息の受取	11	未収収益 (流動資産 その他)	0
							資金の借入	資金の借入	47,070	短期 借入金	-
								資金の返済	47,070		
								利息の支払	2	未払費用	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 手数料については、他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

(2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所 在 地	資本金又は 出 資 金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品 の卸売業	被所有 直接 1.2	商品の 仕入等	物流センター手 数料収入等	3,796	未収入金	392
							商品の仕入	77,338	買掛金	6,431
						物流業務 委託	物流業務の委託	11,080	未払金	987

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入や物流業務の委託、物流センター手数料収入等については、市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,566円34銭
- 1株当たり当期純利益 192円25銭

(注) 1. 当社は、2025年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「取締役向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は161千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は161千株であります。

X. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 VIII. 重要な後発事象に関する注記」と同一の内容であるため、記載を省略しております。